

2025 年 6 月時における、本校日本語課程修了者の日本語能力習得状況は次の通り。

「日本語教育機関の告示基準」第 1 条 44 号において規定される 基準該当者の割合 ¹	100%
--	-------------

基準該当者の内訳

大学等への進学者	41
入管法別表第一の一つ表若しくは二つの表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く）への変更を許可された者	3
CEFR の A2 相当以上のレベルであることが試験 ² その他の評価方法により証明されている者	25

1 中途退学者を除く
2 日本語能力試験及び **J-Test** を指す